

## 支援共闘について

(東芝労組用136004)

99. 4. 29 鈴木孝之

### 1. 99年春闘と労働組合運動の課題

- ・44年春闘のなかで最低の賃上げ額
- ・賃上げゼロ、逆提案、賃下げ、人減らし「合理化」  
戦後かちとってきた労働条件・成果を奪う攻撃  
労基法改悪をテコにした労働条件の切り下げ攻撃
- ・春闘つぶし、労働組合つぶし、中小企業つぶしの性格
- ・労働組合運動の階級的・民主的強化が求められている。
- ・争議支援のたかきをつうじて、労働組合運動の強化がいつそう重要な課題になっている。  
争議団自身にもその課題が求められている。

### 2. 支援共闘の原則的な性格

#### 1) 争議勝利への運動と解決に責任をおう組織

- ・争議運動にとって最高の形態

#### 2) この原則は、これ自体労働組合運動に大きな問題提起をしている。

- ・なぜ支援共闘が結成されるのか

現在の労働組合運動の状況で、一つの産業別労働組合、地域労連ではより高い水準の争議解決は困難。大企業争議では、一つのナショナルセンターだけでも勝利は勝ち取れない。

そういう点では、支援共闘は現在の労働組合運動の弱点をカバーする組織にもなっている。

#### 3) 加盟組織と支援共闘の関係

- ・加盟組織の指導性は、支援共闘会議の実践をつうじて検証される。  
加盟組織の指導性は、支援共闘の組織原則をこえるものであってはならない。  
とくに単産加盟争議については、このことが大切になっている。
- ・支援共闘の加盟組織は、その組織の大小をとわず、対等平等  
どんな加盟組織でも、支援共闘の上に立つことは出来ない。

#### 4) 支援共闘と「自主交渉」について

- ・支援共闘の原則的性格が自主交渉の「原点」になっている。

だからといって「自主交渉」自体が、高い争議解決を自動的に保障しない。

- ・自主交渉は別名「団体交渉」とも位置づけられているように、対等な労使関係の基本になっている。
- ・争議が解決すること＝もとのサヤにおさまることを意味すれば→自主交渉は本来の労使関係にもどる「あしがかり」にもなる。
- ・しかし自主交渉への道のりは、多くの困難が山積しているのが争議団の実態  
多くの争議団が、資本の攻撃と争議団の力量によって、自主交渉への道が閉ざされている。そのため裁判所・労働委員会での和解交渉になる。
- ・自主交渉とこれをつうじて高い解決水準の獲得は、それ自体支援共闘の水準にかかっている。

5) 支援共闘を、たたかいの拠点＝砦にする。

- ・その中心的指導部の確立の重要性
- ・争議団と支援共闘指導部の信頼関係の構築は「たたかいの要」

### 3. 支援共闘と争議団の関係

1) 争議団の自主性を基本にする

2) 争議団が主人公ではない。

- ・支援共闘に加盟する構成員こそが主人公
- ・たたかいのなかでの成果と獲得は、全労働者のたたかいの産物

3) 運動の中心的でない手は争議団

- ・争議団の要求実現に支援共闘は全力をあげるが、その運動のいない手は争議団